

茨城県内公立学校における学習者用コンピュータ機器等調達 (ChromeOS : コンバーチブル) 仕様書

1 業務名

令和8年度茨城県公立学校における学習者用コンピュータ機器等調達 (ChromeOS : コンバーチブル)

2 背景・目的

本業務は、茨城県教育委員会と県内市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が連携し、全県的な取組として、着実に教育のICT化を推進するために設置された茨城県教育ICT推進協議会（以下「協議会」という。）が共同調達を実施することにより、端末調達に係る教育委員会の事務負担の軽減や、スケールメリットによる端末・サービス等の調達・ランニングコストの低減、共同調達を通じた端末利活用等に係るノウハウの共有による業務改善などを目的とし、確実な納入の確保を図るものである。

このため、学習者用コンピュータ機器等整備に係る業務を実施するに当たり、必要な事項を定める。

3 業務概要

協議会が実施する共同調達に参加する教育委員会において整備する学習者用コンピュータ機器等及びその活用に係るサービス等を調達する。

4 契約の効力

- (1) 本業務は、各教育委員会の令和8年度当初予算成立後、速やかに業務を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として手続を行うものである。
- このため、令和8年度予算が成立した場合は審査の結果採用された事業者（以下「採用者」という。）と契約するが、予算が成立しなかった場合には、契約することができない場合があることを十分に認識した上で、本調達に参加すること。
- (2) 本契約が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定による議会の議決を要することとなった場合、採用者と仮契約を締結し、議会の議決を得た後に本契約となるものとする。
- (3) リース調達を予定している教育委員会にあっては、本業務により、別途教育委員会が実施する賃貸借契約の受注者への物件販売業者及び仕様価格を決定するものであり、本件の採用者が、賃貸借契約の受注者への物件販売業者となる。

5 納入場所

別紙1付表のとおり

6 納入期限

別紙1付表のとおり

採用者は、教育委員会に納入スケジュールを提出すること。

7 調達内容

(1) 調達数

別紙1のとおり

なお、別紙1で示している数量は令和7年5月1日時点の児童生徒数を基にしているが、人口動態の変動等の要因により、当該数量が増減することが想定されるため、こうした要因による数量変更を行う可能性があることについては留意すること。

(2) 調達仕様

別紙2のとおり

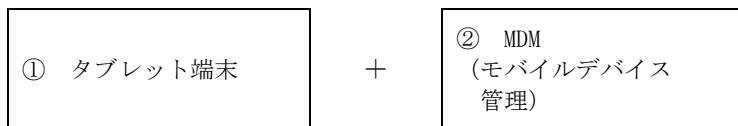
(3) 上限費用

別紙1調達種類のうち、以下の組み合わせ別に上限費用を設定するとともに、上限費用を超える提案については失格とする。

また、組み合わせを構成する機器別に単価が分かるよう明細を作成すること。

【組み合わせ】

合計金額 1台あたり 57,000円（税込）



(4) オプション

別紙3のとおり

8 調達の範囲

(1) 本業務に係る以下の全ての諸費用を含むこと。

① 搬入

搬入にあたっては、教育委員会と協議の上進めること。

搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう必要な措置を講じるとともに、受け取りの際に数量確認を実施するため、「5 納入場所」における教育委員会が指定する場所まで搬入すること。

② 各種情報一覧の提供

以下の端末情報について一覧にまとめた電子データを教育委員会が指定する方法にて提供すること。

- ・型式
- ・製造番号（シリアルナンバー）
- ・教育委員会が指定する任意の管理番号

(2) 本業務においてキッティング作業（ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認等）は含まれないが、追加提案事項として提案することは可能とする。

追加提案するにあたっての詳細については、別紙3を参照すること。

- (3) 教育委員会や教育委員会が業務委託する事業者等から技術的な問い合わせがあった場合は、適切に対応すること。
- (4) MDM（モバイルデバイス管理）にあっては、有効化して端末へ割り当て可能な状態にすること。
- (5) 機器の初期不良または、納入設置に起因する機器の障害があった場合は、採用者の責任において、機器交換等の対応をすること。
- (6) 本仕様に記載されていない事項及び本仕様に記載の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定すること。

9 その他

- (1) 共同調達に参加する教育委員会の整備費用については、教育委員会によって1台あたりの整備費用に差が発生しないようにすること。
- (2) 教育委員会毎に金額の内訳が分かるように明細を作成すること。
- (3) 端末は、原則として、同一メーカーの同一型番であること。
ただし、全台数を同一の端末で納入することが困難な場合は、教育委員会と協議の上、同一メーカーの後継機種又は上位機種若しくは同等の性能を有する他メーカー機種での納入を可能とするが、納入する教育委員会において同一メーカーの同一型番であること。
- (4) タブレット端末は全て新品とし、納品後5年間は修理部品等の提供がある製品であること。

別紙 1

<調達種類別台数>

調達種類	合計
① タブレット端末	36,817 台
② MDM (モバイルデバイス管理)	36,817 ライセンス

<教育委員会別調達数、納入場所、納入期限>

別紙 1 付表のとおり

別紙2

<調達仕様>

① タブレット端末

項目	仕様
OS	・Google ChromeOSであること。
CPU	・Intel N100 又は MediaTek Kompanio 520 (MT8186) と同等以上であること。
ストレージ	・32GB 以上であること。
メモリ	・4GB 以上であること。
画面	・ディスプレイ 11インチ程度であること。 ・マルチタッチ対応であること。
無線	・Wi-Fi 6 (11ax) 対応であること。
キーボード	・Bluetooth 接続でない日本語 JIS キーボードであること。
カメラ	・インカメラ及びアウトカメラを備えていること。
音声接続端子	・マイク/ヘッドフォン端子×1以上備えていること。
外部接続端子	・USB 3.0 Type-C (USB PD 対応) ×1以上備えていること。
バッテリ稼働時間	・「Google Chrome OS power LoadTest」による計測で 10 時間以上であること。
重量	・本体及びハードウェアキーボードを含めて 1.5kg 以下であること。
形状	・液晶部が 360 度回転するコンバーチブル機能を有すること。 ・本体内部装着又は収納可能なタッチペン付属であること。 ※付属するタッチペンについて、仕様を資料等により示すとともに、複数の機器を提示する場合は、追加経費等について具体的に提案すること。
その他	・ChromeOS 標準のセキュリティ機能が有効化されていること。 ・OS メーカー（端末の OS と異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして利用できること。 ・米国調達基準 MIL-STD-810H のうち以下の項目に準拠していること。 ①高温 (High Temperature) ②低温 (Low Temperature) ③湿度 (Humidity) ④砂塵・粉塵 (Sand and Dust) ⑤振動 (Vibration) ⑥衝撃、落下 (Shock) ・2033 年 3 月末まで自動更新ポリシーの有効期限に含まれること。 ・1 年以上の端末保証があること。 ・端末を充電する電源アダプタ及びケーブルを付属させること。
参考製品	・ASUS Chromebook CZ11 Flip ・HP Fortis Flip G1m 11 Chromebook ・Lenovo 500e Chromebook Gen 4s ・Acer Chromebook Spin 511 ・Dynabook C11

② MDM（モバイルデバイス管理）

項目	仕様
MDM	・Google GIGA License
その他	・端末管理機能の設定に必要な情報は採用後に提供する。

別紙3（オプション）

1 必須提案オプション

以下項目について、必ず提案すること。

採用後、教育委員会が希望する内容については別途個別に契約を行うものとする。

（1）ソフトウェアの提供

①学習者が二次元コードを用いてログインできる機能を有するソフトウェアについて、「2 任意オプション」の（1）④に記載の事項に基づき提案すること。

【提案希望教育委員会】

- ・龍ヶ崎市
- ・ひたちなか市
- ・鹿嶋市

【参考製品】

- ・CHIeru InterCLASS Console Support

（2）キッティングサービス

①「2 任意オプション」の（1）⑤、⑥及び⑦に記載の事項について提案すること。

【提案希望教育委員会】

- ・石岡市

（3）端末保守サービス

①以下の内容を充足する保証内容について、「2 任意オプション」の（1）①に記載の事項に基づき提案すること。

- ア 契約開始から5年間の保証期間を有していること。
- イ 物損、自然故障、バッテリ劣化、端末逸失に対応していること。
- ウ 保証上限金額が無制限であること。
- エ 修理端末の回収及び返却における送料が無料であること。

【提案希望教育委員会】

- ・龍ヶ崎市
- ・鹿嶋市
- ・小美玉市

【参考製品】

- ・滋野堤水堂 ジーヤ 2ndPlus

2 任意提案オプション

以下項目について、提供が可能なものを提案すること。

採用後、各教育委員会が希望する内容については別途個別に契約を行うものとする。

(1) 保守・運用・キッティング

- ① 端末保守、端末保証サービスの内容および経費を、具体的（サービス期間、サービス範囲、オンサイト・センドバック、各種適用条件等）に提案すること。
- ② 端末の長期利用におけるバッテリ劣化を想定したバッテリ交換サービスについて、内容およびその経費を具体的（期間、サポート対象、方法等）に提案すること。
- ③ 運用サポートについて、内容およびその経費を具体的（期間、サポート対象、方法等）に提案すること。
- ④ 本調達に含まれないソフトウェアの導入、設定について内容およびその経費を具体的（コンサルティング、設計、アカウント等の申請手続き、設定等の作業別）に提案すること。
- ⑤ 端末の利活用を促進させることを目的として各自治体の既存環境のアセスメントを実施すること。その際の具体的な手法とかかる費用を提案すること。
- ⑥ ⑤を踏まえ、具体的な端末の設定（キッティング、運搬、据え付け、端末に設定するネットワーク設定、MDM の設定、管理コンソールの設定等）を行う為に必要な具体的な手法と係る費用を提案すること。なお、端末の設定に係る内容は教育委員会と協議の上決定するものとする。
- ⑦ 端末搬入時の追加サービスの内容及び経費を、具体的に（テープラベルの貼付、梱包物等の撤去等）提案すること。

(2) 研修

- ① 別途有償または無償で提供可能な研修について、その内容（実施方法、内容、回数・頻度、対象者、会場など）および経費を具体的に提案すること。なお、契約対象の教育委員会と調整を行い、合同で研修を行える体制及び調整を行うこと。

【想定される研修内容の例】

- ・教職員向けの Google GIGA License の機能ごとの活用方法研修 など

(3) 既整備端末の回収

- ① 既存で利用されている学習者用端末の回収、処分を希望する場合に提供可能な作業内容および経費を具体的に提案すること。

また、端末の処分に際しては、文科省発出の事務連絡「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」に則り、以下を実現できる体制を事前に提示すること。

- ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）等に基づく適正な処分体制
- ・処分で必要となるデータの初期化、及びデータ消去証明書を提出できる体制

※データ消去証明書の提出要否及び証明書の内容については教育委員会と協議し対応することになる。

- ・その他、出来る限り教育委員会の要望に即して対応できる体制

(4) 端末利活用

- ① 別途有償または無償で提供可能な端末利活用をサポートするサービスやコンテンツについて、その内容（内容、運用方法など）及び経費を具体的に提案すること。